

平成19年10月31日

(仮称) 港町プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書の公告
について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号
株式会社コスモスイニシア横浜支社
支社長 渡邊 典彦
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称) 港町プロジェクト
川崎市川崎区港町1番ほか
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成19年10月31日(水)
- 4 問い合わせ先
神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号
株式会社コスモスイニシア横浜支社
045-322-3022

(環境局環境評価室 担当)
電話 044-200-2156

(仮称)港町プロジェクトに係る条例環境影響評価審査書(概要)

平成19年10月

川崎市

はじめに

(仮称)港町プロジェクト(以下「指定開発行為」という。)は、株式会社コスモスイニシア横浜支社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区港町1番ほかの工場用地等、約4.4haの区域において、再開発等促進区を定める地区計画を前提に、保育所等の生活支援施設を含む地下1階地上30階建ての共同住宅3棟(計画戸数1,500戸、計画人口4,500人)を建設し、併せて公共施設(道路)を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。)に基づき、平成18年10月30日、本指定開発行為に係る指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。その後、条例に基づく手続きを経て、条例方法審査書に基づき、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成19年4月4日に条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市はこの提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等からの意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

さらに、関係住民からの申出に基づき公聴会を開催した。これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、平成19年10月24日に答申を得た。

市では、この答申を踏まえ、本審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：株式会社コスモスイニシア横浜支社

代表者：支社長 渡邊 典彦

住 所：神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称) 港町プロジェクト

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第2種行為）

住宅団地の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の
項、3の項、4の項及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区港町1番ほか

区域面積：約44,380 m²

用途地域：工業地域、一部市街化調整区域

(4) 計画の概要

ア 目 的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

イ 土地利用計画

区 分		面積 (m ²)	比率 (%)	備 考	
宅 地 等	A - 1 敷 地	住宅棟・共用棟	約 2,340	5.3	屋上緑化地 (160 m ²) を含む
		駐車場棟	約 2,450	5.5	自走式 屋上緑化地 (2,120 m ²) を含む
		駐車場	約 340	0.7	機械式
		緑化地	約 1,370	3.1	広場 (300 m ²) を含む
		車 路	約 1,060	2.4	
		歩行者路・通路等	約 2,350	5.3	広場 (900 m ²) を含む
		その他	約 1,050	2.4	擁壁、ドライエリア等
		A-1 敷地合計	約 10,960	24.7	
	A - 2 敷 地	住宅棟・共用棟	約 4,620	10.4	屋上緑化地 (510 m ²) を含む
		駐車場棟	約 2,460	5.5	自走式 屋上緑化地 (2,390 m ²) を含む
		駐車場	約 1,320	3.0	機械式
		緑化地	約 4,290	9.7	広場 (1,730 m ²) を含む
		車 路	約 2,650	6.0	
		歩行者路・通路等	約 4,670	10.5	広場 (1,670 m ²) を含む
		その他	約 2,110	4.7	擁壁、ドライエリア等
		A-2 敷地合計	約 22,120	49.8	
	B 敷 地	既存事務所棟等	約 1,470	3.3	
		緑化地	約 350	0.8	
		車 路	約 600	1.4	
		歩行者路・通路等	約 600	1.4	
		その他	約 810	1.8	空地等
B 敷地合計		約 3,830	8.7		
小 計		約 36,910	83.2		
公 共 施 設	道 路	区画道路	約 3,870	8.7	
		その他の道路	約 3,600	8.1	
		道路合計	約 7,470	16.8	
合 計		約 44,380	100.0		

ウ 建築計画等

区分 項目	A-1 敷地			A-2 敷地			合 計
	住宅棟、 共用棟	駐車場 棟	合 計	住宅棟、 共用棟	駐車場 棟	合 計	
用 途							—
建築敷地 面積(m ²)	—	—	約 10,960	—	—	約 22,120	—
建築面積 (m ²)	約 2,300	約 2,450	約 4,750	約 4,500	約 2,460	約 6,960	—
建ぺい率 (%)	—	—	約 43	—	—	約 31	—
延べ面積 (m ²)	約 48,610	約 7,350	約 55,960	約 97,060	約 4,920	約 101,980	約 157,940
容積率算 定床面積 (m ²)	約 38,350	—	約 38,350	約 77,320	—	約 77,320	—
容 積 率 (%)	—	—	約 350	—	—	約 350	—
建物階数	地下1階 地上30階	地下1階 地上2階	—	地下1階 地上30階	地下1階 地上1階	—	—
建物高さ (m)	約 99.9	約 6.7	—	約 99.9	約 3.7	—	—
建物構造	鉄筋コンク リト造	鉄骨造	—	鉄筋コンク リト造	鉄骨造	—	—
住宅戸数 (戸)	500	—	500	1,000	—	1,000	1,500
計画人口 (人)	1,500	—	1,500	3,000	—	3,000	4,500
駐車場台 数(台)	0	約 320	約 400 ※1	約 80	約 210	約 800 ※2	約 1,200
駐輪場台 数(台)	約 1,030	—	約 1,030	約 1,840	—	約 1,840	約 2,870
バイク置場 台数(台)	約 50	—	約 50	約 150	—	約 150	約 200
付帯施設	保育所(約 500 m ²)、店舗(約 500 m ²)等						
緑 被 率 (%)	25.2						

※1：内、機械式駐車場 80 台

※2：内、機械式駐車場 510 台

※3：B敷地には既存事務所棟をそのまま残す計画であり、供用後も現況と変更がない。

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、共同住宅の建設及び公共施設の整備事業であり、工事中における大気質、土壌汚染、騒音、振動、交通安全対策や供用時の風害対策等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.052783 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.082944 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.199347 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）の範囲内にあり、浮遊粒子状物質は0.145199 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械の適切な配置及び稼働の平準化を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う沿道での長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.049413 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.077520 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、過度な車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の計画地からの車両の走行に伴う沿道での長期将来濃

度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）が 0.049014 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外値）が 0.077337 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、居住者に対しアイドリングストップ等の排出ガス低減への協力を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期曝露の指針値の上限値に近いことから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置をさらに徹底すること。

イ 土壌汚染

本計画では、旧土地所有者により行われた土壌調査により土壌汚染が確認されており、処理対策を要する汚染土壌の量は、約 28,000 m³と予測し、計画地に現存する工場の操業が停止した後、法令に基づいた土壌調査を行い、確認された汚染土壌は掘削除去を行うなど適正に処理するとしている。さらに、掘削土壌の搬出の際には、土壌の落下や飛散等が生じないようにシートカバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、本事業の実施により汚染土壌が適切に処理され、供用後に悪影響を及ぼすことはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な処理対策については、市関係部署と協議すること。

ウ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合すると予測し、さらに、緑化地の土壌は良質な客土により植栽基盤の整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、回復する新たな緑は、活力度の高い充実したものとなり、計画地において緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は25.2%で、地区別環境保全水準(25.0%)を上回ると予測し、また、緑の構成に配慮して、高木、中木、低木及び地被類を適切に組み合わせて植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地において緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、緑被率は屋上緑化を含めたものであることから、その将来にわたる担保を図るとともに、屋上緑化を含めた樹木等の適正な管理・育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画の植栽地に必要な土壌量は2,126.6 m³と予測し、これに対し、必要量を上回る約2,130 m³の良質な客土を使用し、また、屋上緑化地においては、樹木の生育に必要な土壌厚の確保、灌水及び排水設備の整備等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の回復育成に係る適正な土壌の回復が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚や屋上緑化の構造等について、市関係部署と協議すること。

エ 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は65.9デシベルで、環境保全目標(85デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、複数の建設機械の同時使用を可能な限り少なくするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障は及ぼさないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において63.2～66.2デシベルで、2地点で環境基準(65デシベル以下)を超

えると予測している。これに対し、過度な車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意し、低速走行の厳守等について運転者への指導・教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障は及ぼさないとしている。

一方、供用時の計画地からの車両の走行に伴う等価騒音レベルは、59.7～63.5 デシベルで、環境基準を満足すると予測している。さらに、居住者に対し、アイドリングストップ等、騒音の低減の協力を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルが環境基準を超える地点及び増加分が 4.9 デシベルに上る地点があると予測していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置をさらに徹底するとともに、騒音のさらなる低減策を検討し、条例評価書で明らかにすること。

また、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は 60.0 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、複数の建設機械の同時使用を可能な限り少なくするなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障は及ぼさないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日ピーク時間において 47.6～51.2 デシベルで、環境保全目標（予測地点 A、B は 70 デシベル以下、予測地点 C は 65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、過度な車両の集中が発生しないよう、配車計画に十分留意するなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障は及ぼさないとしている。

一方、供用時の計画地からの車両の走行に伴う振動レベルは 36.8～45.5 デシベルで、環境保全目標（予測地点 A、B は 70 デシベル以下、

予測地点Cは65デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、居住者に対し、空ぶかし及び高負荷による運転はしないなど、振動の低減の協力を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境に著しい影響は及ぼさないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

カ 廃棄物

(ア) 一般廃棄物

本計画の供用時に家庭から発生する一般廃棄物は、1日当たり約5,000kgと予測し、これらについては、分別排出され、川崎市等により適正に処理されるとしている。一方、保育所、店舗及び既存事務所棟から発生する事業系一般廃棄物は、1日当たり約110kgと予測し、これらについては、各施設の事業者が自らの責任と負担において川崎市の許可を受けた業者に委託し、適正に処理されるとしている。さらに、ごみ減量化及び資源の再利用に努めるよう、居住者及び施設管理者に対し啓発活動を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

この評価は概ね妥当である。

(イ) 産業廃棄物

本計画の解体工事に伴いがれき類約69,450トン、金属くず約3,800トン等、建設工事に伴いガラスくず、廃石膏ボード約1,650トン、木くず約500トン等、杭工事に伴い汚泥5,600m³が発生すると予測し、これらについてはできる限り再資源化を図り、それが困難なものについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に委託して適正に処理することから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

しかしながら、本計画では、大量の産業廃棄物が発生すると予測していることから、可能な限り再資源化に努めるとともに、その具体的な再資源化の方法について、実施内容を市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

本計画の実施に伴い約 122,000 m³の建設発生土が発生すると予測し、そのうち約 9,200 m³は埋戻し土として再利用を図り、それ以外は「建設副産物適正処理推進要綱」等に基づいて適正に処理されるとしている。さらに、搬出時においては、荷崩れや飛散等が生じないようにシートカバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼさないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

キ 景 観

本計画の実施に伴い、近景においては現況と比較して、空の開放感の減少等、計画建物による影響が生じると予測し、中景及び遠景においては、現況の景観に 3 棟の高層住宅棟が出現することで新たな景観が形成されると予測している。これに対し、計画建物を可能な限り敷地境界からセットバックして配置し、建物の周囲に広場、緑化地等のオープンスペースを設け、高木を中心とした植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な都市景観の形成に寄与し、また、近景において計画建物による圧迫感を緩和するとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

ク 日照阻害

本計画は、法令に定める日影規制の内容を満足すると予測し、さらに、周辺への日影の影響に配慮し、冬至日の平均地盤面レベルにおけ

る日影時間を 3 時間未満とするよう、建物配置、形状等に配慮していることから、計画地周辺の住環境に著しい影響は与えないとしている。

しかしながら、冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について説明すること。

ケ 電波障害

本計画の実施に伴うテレビ受像障害に対しては、地上躯体工事の進捗に合わせて、障害の実態を調査、確認の上、障害の発生状況に応じて、受信アンテナの改善や共同受信施設の設置等の環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、かつ、現状を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

コ 風 害

計画建物の出現により、計画地及び計画地周辺の風環境が変化すると予測するが、防風植栽を適所に配置するなどの環境保全のための措置を講ずることにより、計画地周辺において、現況でランク 3 であった地点を除き住宅街で許容される風環境（ランク 1、2）になり、計画地内においては、全ての地点で住宅街で許容される風環境になることから、計画地周辺の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、日最大瞬間風速の発生頻度に基づく予測においては、ガストファクタの設定値によって異なる予測結果が得られることから、予測条件として設定したガストファクタの設定方法について、条例評価書において明らかにすること。

また、計画建物の出現により、計画地周辺で風環境が変化すると予測する地点があることから、防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木の適切な配置や本数増など、防風効果をより高めるための措置を検討すること。さらに、計画地中央の高層住宅棟 2 棟間の植栽には大きな風圧力

が作用すると予想されるため、転倒防止のための十分な措置を講ずるとともに、強風によって葉密度が小さくなり、時を経るにつれ防風効果が小さくなっていく可能性もあることから、強風に強い樹木を選定すること。

なお、計画地中央の区画道路においては、横断する歩行者に対して南北方向の風の影響が想定されることから、歩道の安全施設設置等について、関係機関と十分協議すること。

サ コミュニティ施設

本計画の実施に伴う児童・生徒数の増加により、小学校で普通教室が3教室不足し、中学校で普通教室が5教室不足すると予測しているが、児童、生徒数の増加に関連する入居状況等の報告を事前に行うことから、川崎市による対応が図られるとしている。

集会需要については、計画建物内に設ける集会施設により対応することができると予測し、公園の需要については、計画地内に広場等を整備することから、地域住民の憩いの場や子供の遊び場として機能し、公園の需要に対応できると予測している。

これらのことから、本計画の実施に伴う人口の増加が、周辺地域の生活環境の保全に支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、児童・生徒数の増加については、義務教育施設の対応が必要なことから、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

シ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両のピーク日ピーク時間における交差点飽和度は0.425～0.456で、交通量の処理が可能とされる交差点飽和度0.9を下回ると予測している。さらに、適切な工程管理と配車計画を行い、過度な車両の集中が発生しないように努めるなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、交通安全については、工事用車両ルートの一部に、道路幅員が狭く歩道が未整備の区間があり、歩行者への安全対策が必要である

と予測し、これに対し、運転者へ低速走行の遵守や安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時の交通混雑については、ピーク時間における交差点飽和度は0.501で、交通量の処理が可能とされる交差点飽和度0.9を下回ると予測し、また、計画地内中央を南北に貫通する形で区画道路を整備するほか、計画地の外周に道路整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、計画地中央の区画道路に歩道を整備するほか、計画地の外周部分に歩道状空地、通路を整備し、安全で快適な歩行者空間を確保するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部に歩道が未整備の区間があることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」、「光害」、「エネルギー」及び「地震時等の災害」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

(4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「大気質」及び「騒音」、供用時の「緑」及び「風害」を行うとしており、これらの調査項目の選定は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査計画の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえ、目的を明確にして計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

ア 風 害

風害に係る事後調査計画については、防風植栽の効果が大きいと予測している1地点としているが、計画地中央の区画道路沿道における風環境の変化が大きいことから、ここに調査地点を追加すること。さらに、南北方向の強風に対し防風植栽の陰にならない地点では、期待どおりの防風効果が得られない可能性もあることから、調査地点の追加にあたっては、防風植栽から東又は西に離れた地点を選定すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

- 平成18年10月30日 指定開発行為実施届及び条例方法書の受理
11月7日 条例方法書公告、縦覧開始
12月14日 市長から条例方法書について審議会に諮問
12月21日 縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出 3名3通
- 平成19年 1月31日 審議会から市長に条例方法書について答申
2月6日 条例方法審査書公告、指定開発行為者あて送付
- 平成19年 4月4日 条例準備書の受理
4月11日 条例準備書公告、縦覧開始
5月25日 縦覧終了、意見書の提出締切り
意見書の提出 2名2通
6月15日 条例見解書の受理
6月22日 条例見解書公告、縦覧開始
7月23日 縦覧終了、公聴会開催申出締切り
申出者 1名
8月1日 公聴会開催公告
8月11日 公述申出締切り
公述申出者 1名
8月25日 公聴会開催
公述人 1名、傍聴人 7名
9月26日 市長から審議会に条例準備書について諮問
10月24日 審議会から市長に条例準備書について答申
10月31日 条例審査書公告、指定開発行為者あて送付

4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成18年12月14日 審議会（現地視察、条例方法書事業者説明及び審議）

平成19年 1月30日 審議会（条例方法書答申案審議）

平成19年 9月26日 審議会（条例準備書事業者説明及び審議）

10月23日 審議会（条例準備書答申案審議）